組合の交渉で勤勉手当も支給へ!

会計年度任用職員の6月一時金は合計 2.25 月

2020 年度に始まった会計年度任用職員制度は、当初から期末手当のみの支給でした。しかし、自治労中央本部の運動と、 ねばり強い交渉により 2023 年4月に法改正され、勤勉手当の支給が可能となったのです。勤勉手当とは勤務成績に応じて支 給される手当のことです。

5月13日付け総務人事課からの通知によりますと期末手当 1.225 月、勤勉手当 1.025 月で合計 2.25 月です。

なお、支給対象者や支給される割合なども、この通知に掲載されていますので、確認してください。



要求・交渉をつづけ、支給実現を勝ち取る

2022年11月、組合員のみなさんに協力いただいた「処遇改善にむけた法改正を求める署名」は全国から55万 筆を集めて総務省に提出し、翌年の法改正の成立につながりました。しかし、法改正されたからといってすぐに勤勉手 当が支給されるのではなく、那覇市の条例改正が必要となります。そのため、私たち那覇市職労は勤勉手当支給のため の条例改正を求めて当局と団体交渉を行い、その結果6月の支給実現を勝ち取りました。このことは、国が法改正をす る以前から要求と交渉をし続けてきた私たち組合の成果です。

わたしたちの処遇改善のためには、職場の仲間の声とそれを届ける熱意、そして当局と団体交渉する力、つまり組織の力が必要です。



「数は力!」 組合に参加してあなたの声を届けましょう!

労働組合って何?

労働組合の役割とは

組合員の賃金、労働条件を向上させることは労働組合の基本的役割です。 しかし、こうした問題を組合員ひとりひとりがバラバラでは使用者と対等に話 し合いが行えず、要求してもなかなか実現しません。

また、労働者が労働者としての尊厳や誇り、生きがい・働きがいのある社会・職場をつくることで、ワークライフバランスを保ち、個人の「多様な価値観、差異を受け入れて、一個人の自己実現ではなく、それぞれの自己実現の達成」するという目的を広く示すことも大切です。

労働組合は、みんなの要求を結集し、行動することにより、要求の実現を図るという「One for all、 All for one」で原点を踏まえて、いかに社会をアピールし、公共サービスの重要性について共感を得るかが重要になります。



那斯方法學學

自治労那覇市職員 労働組合機関紙

那覇市泉崎 1-1-1 電話 (867) 0230 FAX (868) 0138

naha@vega.ocn.ne.jp

苦しいときには原因は何かと考え、たたかうときには敵は誰かと考えよう! 統一! そこに勝利がある!

組合新採歓迎ボウリング大会

日時 6月28日(金) 18:30~ 場所 サラダボウル(波の上)

参加賞やその他たくさんの賞を用意 しています。終了後懇親会及び表彰 式を予定しています。(詳細後日)

